

第11次福島市交通安全計画（概要版）

◇計画の目的

交通事故のない、誰もが安全で安心して暮らせる社会を実現するため、交通安全対策全般にわたる総合的かつ長期的な施策の大綱を定め、これに基づき諸施策を強力に推進する。

◇計画の期間

令和3年度から7年度までの5年間

◇計画の基本的な考え方

- 1 交通事故のない社会を目指して
- 2 人優先の交通安全思想
- 3 地域連携型の交通安全活動の推進

◇福島市の交通事故の現状（直近5か年）

	H28	H29	H30	R1	R2
事故件数	880件 (1件)	843件 (0件)	660件 (0件)	605件 (1件)	560件 (0件)
負傷者数	1069人 (1人)	991人 (0人)	778人 (0人)	716人 (0人)	623人 (0人)
死者数	12人 (0人)	3人 (0人)	5人 (0人)	8人 (1人)	8人 (0人)

※（）は、踏切事故内数

◇福島市の死亡事故の特徴

- ・高齢者の割合が大きい
- ・歩行者の割合が大きい
- ・県全体と比較して自転車の割合が大きい
- ・薄暮時や夜間の発生が多い

道路交通の安全対策

◇計画の目標

- ①年間の24時間死者数を、**毎年5人以下**にする
- ②年間の負傷者数を、**令和7年までに430人以下**にする



◇道路交通安全対策の重点

- ◎ 高齢者と子どもの交通事故防止
- ◎ 歩行中の交通事故防止
- ◎ 薄暮時や夜間の交通事故防止
- ◎ 自転車の安全利用の促進
- ◎ 交通安全意識の向上

◇講じようとする施策（基本目標）

- 1 交通安全思想の普及徹底
- 2 道路交通環境の整備
- 3 道路交通秩序の維持
- 4 救助・救急活動の充実
- 5 被害者支援の推進

（施策の体系は次ページに記載）

踏切道における交通の安全対策

◇計画の目標

「**踏切事故件数ゼロ**」を目指す



◇踏切道における交通安全対策の視点

- ◎ それぞれの踏切の状況等を勘案した効果的対策の促進

◇講じようとする施策（基本目標）

- 1 歩行者安全対策の促進
- 2 踏切保安設備の整備
- 3 その他踏切道の交通の安全と円滑化を図るための措置

（施策の体系は次ページに記載）

≪施策体系≫

■道路交通の安全対策

※下線部は特に力を入れて取り組む重点施策

基本目標		施策の方向		主な推進施策
1	交通安全思想の普及徹底	(1)	段階的かつ体系的な交通安全教育の推進	<u>子どもや成人、高齢者等に対する交通安全教育</u> 、ICTを活用した交通安全教育の推進等
		(2)	歩行者の安全確保に向けた交通安全教育の推進	交通ルールの周知徹底及び <u>反射材用品の着用促進</u>
		(3)	自転車安全利用の促進	<u>自転車安全利用教育</u> 、自転車損害賠償責任保険等への加入促進
		(4)	運転者に対する普及啓発活動の推進	シートベルトの着用徹底、危険運転根絶に向けた広報啓発活動等
		(5)	交通安全運動の推進	市民総ぐるみ運動、 <u>地域連携型の交通安全活動</u>
2	道路交通環境の整備	(1)	人優先の安全・安心な歩行空間の整備	安全な歩行空間の整備、 <u>子どもが日常的に集団で移動する経路等の交通安全の確保</u>
		(2)	自転車利用環境の総合的整備	安全で快適な自転車利用環境の整備、放置自転車対策
		(3)	交通事故多発地点等の安全性向上の推進	事故多発地点等における交通安全対策等
		(4)	交通安全に配慮した道路交通環境の整備及び維持管理	道路ネットワークの整備、交通安全施設等の整備・維持管理（ICTを活用した市民からの通報システム）等
		(5)	公共交通網の整備	公共交通機関利用の促進、高齢者等の移動手手段の確保
3	道路交通秩序の維持	(1)	効果的な交通指導取締りの促進	交通事故抑止に資する交通指導取締りの促進等
		(2)	自転車利用者に対する交通指導取締りの促進	自転車利用者に対する街頭指導、自転車運転者講習制度の促進
4	救助・救急活動の充実	(1)	救助・救急体制の充実	救急救命士の養成及び適正配置、救助隊員及び救急隊員の教育訓練の充実
		(2)	応急手当講習の実施	自動体外式除細動器（AED）の使用方法を含めた応急手当講習の実施
5	被害者支援の推進	(1)	交通遺児に対する支援の推進	交通遺児激励金の支給等
		(2)	福島県市民交通災害共済事業の推進	福島県市民交通災害共済への加入促進等

■踏切道における交通の安全対策

基本目標		施策の方向		主な推進施策
1	歩行者安全対策の促進	-	歩行者安全対策の促進	歩道拡幅などの構造改良等の促進
2	踏切保安設備の整備	-	踏切保安設備の整備	踏切遮断機等踏切保安設備の整備の促進
3	その他踏切道の交通の安全と円滑化を図るための措置	-	その他踏切道の交通の安全と円滑化を図るための措置	踏切道での交通指導取締りの促進、踏切事故防止キャンペーンの実施等